

令和4年度犬の登録および狂犬病予防注射の日程

役場住民生活課 ☎ 77-3613 / 由岐支所 ☎ 78-1111

令和4年度狂犬病予防注射を下記の日程で実施します。狂犬病予防法により、生後91日以上の犬は毎年1回狂犬病予防注射を受けなければなりません。犬を飼われている皆さまは、お近くの実施場所で受けてください。予防注射は1回のみとなります。なお、昨年度から日程が2日となっていますので、ご注意ください。なお、時間は多少ずれる場合がありますので、ご了承ください。

● 4月22日（金） ※中止の場合は6月24日（金）

地区名	場所（付近）	時間
西の地	美波町由岐支所	8:30～8:50
伊座利	伊座利漁協前	9:30～9:40
阿部	阿部公民館	10:00～10:10
志和岐	志和岐漁協	10:35～10:45
東由岐	東由岐公民館	10:50～11:00
西由岐	西由岐大藤商店	11:05～11:15
田井	田井団地浜口さん宅	11:20～11:25
	田井公民館	11:30～11:40
木岐	木岐公民館	11:45～11:55
	白浜公民館	12:00～12:05
	木岐奥公民館	12:10～12:15

地区名	場所（付近）	時間
桜町	美波保健所	13:20～13:30
外ノ磯	大黒利夫さん宅	13:35～13:45
桜町	海南タクシー	13:50～13:55
	おもちゃの城てるもと	14:00～14:05
東町	日和佐町漁協	14:10～14:20
	八幡神社	14:25～14:30
恵比須浜	津波避難タワー	14:35～14:45
田井	旧日和佐老人ホーム	14:50～14:55
西町	楠本組	15:00～15:05
井ノ上	教育センター	15:10～15:20

● 4月26日（火） ※中止の場合は4月27日（水）

地区名	場所（付近）	時間
町内全域	美波町役場	8:30～8:40
山河内	原田裕文さん宅	8:55～9:00
	旧出雲食堂	9:05～9:10
	消防山河内分団詰所	9:15～9:20
	府内バス停留所	9:25～9:30
	西山橋	9:35～9:40
	春田裕計さん宅	9:50～9:55
西河内	原ヶ野バス停留所	10:10～10:15
	はりま集会所	10:20～10:25
	丹前バス停留所	10:30～10:35
	小尻美智子さん宅	10:40～10:45
	浜田安昭さん宅	10:50～10:55
	農協西河内事業所	11:00～11:05
寺込	コソノドリ-はら	11:10～11:15
弁才天	道の駅日和佐物産館	11:20～11:25

地区名	場所（付近）	時間
赤松	農協赤松出張所	12:30～12:35
	赤松上集会所	12:40～12:45
	赤松中央橋西詰	12:50～12:55
	赤松こども園	13:00～13:05
	赤石橋	13:10～13:15
	井上建設	13:20～13:25
大戸	旧北川酒店前	13:45～13:55
	大戸バス停留所	14:00～14:05
	川越正武さん宅	14:15～14:25
	一ノ坂トンネル北側	14:30～14:35
北分	西谷橋	14:40～14:45
北河内	坂本栄さん宅	14:50～14:55
北河内	北河内集会所	15:05～15:10
奥潟	奥潟公民館	15:15～15:20

- ▶ 新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクを着用ください。
 - ▶ 料金 ※令和2年度から予防注射の料金が値上がりしました
 予防注射のみ 3,300円 / 予防注射と登録 6,300円（登録料 3,000円）
 おつりのいらぬようお願いします。新規登録される方は、印鑑もご持参下さい。
 - ▶ 小雨の場合は実施します。
- ※登録は犬の生涯に1回のみ、注射は毎年1回行います。生後3ヶ月以上の飼育犬が対象です。
 ※犬が死亡したとき、犬の所在地が変わったとき及び飼い主が変わったときは役場住民生活課まで届け出をしてください。
 ※登録していない犬や、放し飼いの犬は、野犬として捕獲します。

徳島県後期高齢者医療制度の保険料について

役場福祉課 ☎ 77-3614

令和4年度・令和5年度の保険料を算出する保険料率が決まりました。保険料率は2年ごとに見直すこととなっており、令和4年度・令和5年度は下記のとおりです。また、下記の計算方法で算出された保険料は、所得の低い方・被用者保険（国保・国保組合以外の健康保険）の被扶養者であった方は、軽減制度があります。なお、制度の見直しや政令・条例改正により、令和4年度から保険料の上限額についても見直しが行われています。

被保険者の皆様に納めていただく保険料は、公費や現役世代の支援金とともに大切な財源となります。被保険者の皆様には、ご負担をおかけしますが、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

● 保険料の計算方法

保険料は、「均等割額」と「所得割額」の合計額です。※100円未満切捨て、上限額66万円

- ▶ **均等割額**：56,044円 ※被保険者が等しく負担いただきます
- ▶ **所得割額**：「基礎控除後の総所得金額等」×「所得割率10.47%」 ※被保険者の所得に応じて負担いただきます

● 保険料の軽減

- ▶ **均等割額の軽減**
 世帯主と世帯の被保険者の所得額の合計に応じて、均等割額が軽減されます。

世帯の所得額の合計	均等割額の軽減割合
43万円 + 「10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)」以下	7割
43万円 + 「28万5千円 × 世帯の被保険者数」 + 「10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)」以下	5割
43万円 + 「52万円 × 世帯の被保険者数」 + 「10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)」以下	2割

▶ 被用者保険の被扶養者であった場合の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日まで、国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者であった方は、所得割額の負担がなく、後期高齢者医療制度の被保険者になってから2年の間、均等割額が5割軽減されます。ただし、上記の7割軽減に該当する場合は、該当する軽減割合が適用されます。

● 保険料のお支払い

▶ 令和4年度の保険料が年金から差し引かれる方

4月分から8月分までの年金については、前年の所得が確定していないため、仮に算定した保険料額をお支払いいただきます。前年の所得確定後、8月に保険料額の決定を行い、確定した年間保険料額から仮算定分を差し引いた額を10月分以降の年金からお支払いいただきます。

▶ 4月分の年金から差し引かれていない方

8月に保険料額と納付方法を記載した通知をお送りします。

● 入院したときの食事代

同一世帯の全員が住民税非課税の方で、入院や高額な外来診療を受けるときに医療機関等の窓口でオンライン資格確認ができない方については、従来どおり「限度額適用・標準負担額減額認定証」を病院の窓口で提示することで、医療機関ごとに医療費及び食事代の自己負担限度額が減額されます。認定証が必要な方は、役場福祉課に申請してください。

また、認定証の適用区分が「区分Ⅱ」に該当する方の食事代は、負担区分が区分Ⅱの判定期間内の入院日数が90日を超えるとさらに減額されますので、再度役場福祉課に入院日数の届出を行ってください。

※申請日よりもさかのぼっての適用はできませんので、90日を超えた場合は速やかに申請してください。

